

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和4年6月20日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和4年6月20日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 市民環境部、教育部
第74号議案 「質疑・討論・採決」
第75号議案 「質疑・討論・採決」
第83号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 請願書の審査
請願第1号 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 浅尾洋平 副委員長 山田辰也
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 長田共永 鈴木達雄
議長 （長田共永）

欠席委員 なし

傍聴者 9人

参考人

加藤芳夫 山崎美鈴（補助者） 澤田恵子（補助者）

説明のために出席した者

市民環境部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代
書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○浅尾洋平委員長 それではただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

本日は17日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第74号議案、第75号議案及び第83号議案の3議案並びに請願1件について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。最初に第74号議案 新城市税条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

それではこれより討論を行います。討論はありますか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。討論を終了いたします。

これより第74号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第75号議案 新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山田委員。

○山田辰也委員 新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ですけど、新城市は愛知県で2番目に広いところですよ。過疎地域におけるという過疎地域はこの地域でいうとどの地域を特定しておられるのでしょうか。伺います。

○浅尾洋平委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 この条例につきまして

は今年の9月議会で全部改正ということで御承認いただいているものになります。その前の条例名のほうが新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例で、全部改正で新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例ということで名称が変わったものですが、対象地域につきましては過疎地域ということですので、旧の鳳来町、旧の作手村のほうで、法で定められた過疎地域のうち新城市過疎地域持続的発展計画に産業振興推進地域として定められた地域ということになっております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 人口減少で特にそういうことがこれから増えてくるんですが、この改正にあたりまして、固定資産税の収益が減ると思われるんですが、その影響はどのような形で出てくるのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法という法律があるんですが、こちらのほうの目的というのが、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域の更なる向上を図ることを目的ということでしておりますので、現在この条例に基づいて3年間の課税免除をされているところは2社ございますが、それ以上に目的を達成するためというような形で行っております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今の自立発展過疎地で、自立発展というのはもう少し説明をお願いしたいのですが。

○浅尾洋平委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 過疎地域の産業基盤等の整備の促進と雇用の増大等ですね、そういったものを図るようなことも中に入っております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。討論を終了いたします。

それではこれより第75号議案を採決いたします。本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第83号議案 和解及び損害賠償の額の決定を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山田委員。

○山田辰也委員 今回の工事による井戸水の枯渇は他の例えば蒲郡でも同じようなことがあったんですよね。工事を始める前に水脈等の調査というのはどんな調査をされておったんでしょうか。お願いします。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長

○原田俊介教育総務課長 恐らく調査はしていません。地階を作るわけではなくて通常の工事ですので、そこまでは行っていなかったということです。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 通常工事だと水の流れとかいろんなものを調べることもあるんですけど、通常工事ですらこんなに水がたくさん出て、それが影響するところまでは予知できなかったということだと思うんですよね。

このことについて井戸の水を使用している方にとっては大きな問題になるものですから、今後、このようなことが起きる可能性という

のは時々は出ると思うんですね。今回はやはり大量の水なんですけど、通常使用しているよりかなり使っている、そういう水を使っている方だということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 家庭の中に市の水道水と、この井戸水を使っておられる、2系統使っておりまして、井戸水を主として使っておられるお宅でした。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 損害賠償額の決定根拠についてもう一度説明願います。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 この額につきましては、新たに井戸を掘る、掘り賃ということになります。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 先ほど、現在の市の水道及び主として井戸を使っていたということでありまして、今後の生活水の確保というのは新しく井戸を掘るまでは、市の水道を使っていくということによろしかったのでしょうか。

それからまた、その間の水道料についてはどのように考えられたのか伺います。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回、当事者と協議を進める中で、損害賠償ということで井戸の掘り賃を支払うということと、それを機に今後市としては一切関与しないということで話が進んでおりますので、これで議決をいただければ、今仮設で市の水道を引いておって、その分を市で支払いをしておるのですが、その仮設は撤去をいたします。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 もともと市の水道を使っていたというわけではないですか。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すみません。もともと市の水道と井戸水と両方2系統ありまし

て、井戸水の水量がかなり下がってしまって出が悪くなってしまったので、新たに宅内に分岐を設けまして、そこにメーターをつけまして、本来井戸水で賄うべき分をその水道で支払ったということでその分の水道使用料をお支払いしております。

今回井戸を掘るということで、賠償金をお支払いすることで、その仮設のメーターを撤去しますということです。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。カークランド委員。

○カークランド陽子委員 工事に伴って掘ったら井戸が枯渇してしまったということなんですけども、それは掘らなければ徐々にじわじわ地表から来た水が溜まっていくような地下水だったということですか。

○浅尾洋平委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 恐らくそうではないかなと思います。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第83号議案を採決します。本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

それでは請願の審査のため暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1 時42分

再 開 午後 1 時46分

○浅尾洋平委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

それでは請願者、新城市政を考える会及び自校式給食を守る会から提出されました、学校給食共同調理場建設延期の請願書を議題とします。本日は参考人として新城市政を考える会共同代表の加藤芳夫さん、補助者として自校式給食を守る会代表の山崎美鈴さん及び澤田恵子さんの出席を得ております。この際、委員長として一言私から御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にも関わらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会代表として心から御礼申し上げます。また今日は皆さんから忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いしたいと思いますので、今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは早速であります。議事の順序について申し上げます。

初めに参考人の方から請願に関して御説明や御意見述べていただき、そのあと委員からの質疑にお答えいただくようお願いしたいと思います。

それでは加藤さんよろしく申し上げます。

○加藤芳夫参考人 今日、実は私が最初にやる予定でおったのですが、自校式を守る会の山崎美鈴さんが時間を割いて短い時間ですけれども、すぐまた別の用件で出てしまうのですが、一言御挨拶をさせていただいた上で、私のほうからいろいろ説明をしたいと思います。

委員長よろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 お願いいたします。山崎さん。

○山崎美鈴参考人補助者 このたびは、学校給食共同調理場建設延期を求める私たち市

民の声をお聞きいただける機会をいただきましてありがとうございます。自校式給食を守る会代表の山崎美鈴です。日頃は新城市議会の皆様の市民を代表しての活動に感謝しております。

さて、現在計画されている学校給食共同調理場建設については多額の事業費がかかる大型事業です。新城市の教育長は以前に、おいしい給食、調理師さんの顔が見える自校式給食は新城市の誇りと言われていたとお聞きしました。私たち市民も同じ意見です。子どもたちにいつも安全な食材で安心して食べられる給食を届けてもらいたいと願っています。

そんな中、市民の合意も得られないまま進められている建設計画には、食の安全・安心の観点から様々な疑問があり、疑問が解消されないまま進められることは子どもたちを指導する立場の教育委員会の対応として看過できません。私たち市民の声や多くの学校関係者の声に耳を傾け、この請願をぜひ受け止めていただきますようお願いいたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 今、自校式を守る会代表の山崎美鈴さんから御挨拶をいただいたとおりでございます。

今回の請願書については私のほうとそれから補助者の澤田恵子さんがいろいろ意見を述べさせていたいただきたいと思います。

前もってお手元のほうに資料がお渡ししてあると思いますので、かいつまんで説明をさせていただきますと思います。

まず、それでは、学校給食共同調理場建設延期の請願書、趣旨でございます。

貴職におかれましては平素より教育行政の発展に御尽力賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、見出しの学校給食共同調理場建設について、当初は令和4年度運用開始予定で各種調査が進められてきましたが、次のような手続き上の不手際が相次いで発生しました。

丸ポチ1、基本計画・基本設計段階では、予定価格根拠の積算見積書が紛失した。

丸ポチ2、入札においては、予定価格設定後、入札辞退者が続出し2度も入札不調となった

この件については非常に異常な入札制度でありました。私もその情報開示を見た中で見ますと、明らかに不正とは言えませんが、それに近い形の入札をしていた。後日の職員の答弁からみても、どうしようもないような言い方をされてきました。結果的には3度目の入札で今回落札している東畑設計事務所がもの見事に同額で落札したという内容から見て、おかしいところが何点も出てまいりました。

次に、基本設計後に、建設用地内に共有地を取り込まないと建設できないことが発覚した。これは普通では考えられない話です。従前の法務局にある公図を基にあてはめて東畑設計は建屋を配置しました。ところが、確定測量をしましたら、とても建物が収まらない。そんなことを平気で市に出し、教育委員会もそれを認めてしまった。こんなあり得ないようなことを平気で。この建設事業で確定測量しなければ普通は、ここに一級建築士の鈴木達雄君もおりますけども、考えられないこのようなことを東畑がやった。それを教育委員会が認めてしまった。しかも多額の税金約5,000万円近く使ってやっているんです。基本計画、基本設計まで入れると六、七千万円使っていると思うのですが、こういう一般常識では考えられないことをやってしまったということでもあります。

そのために次の丸ポチ4、建設位置を1.5メートル西にずらしたんですね。ずらしたところが搬出する給食車両が出れない状況になっている。それでも無理矢理の軌跡をつくっている。のちに澤田さんがいろいろ説明すると思いますが、プラットホームというのは直線で車両の1.5倍は直線でないと国土交通省

の車両基地の基本レイアウトがあるんですね、手引書が。あの敷地の中でそんなことが、運転士に非常に危険な運転操作を及ぼしてしまうとこういうことです。車両基地の文書では車両基地に余裕がなくなり、切り返し困難な運転が求められることになった。とてもじゃないけど、全国の給食センター調べましたけども、搬出時のプラットというのは、直進で車両の2倍は持っています、もっと回転敷地の広い敷地を持っています。あの敷地で建設すること自体が異常です。

以上のことを踏まえ、市議会では令和4年3月議会で附帯決議が全会一致で可決され、教育委員会はその決議を重く受け止めなければならないことになりました。

このような事態を起こした教育委員会が令和5年度に建設しようとしている学校給食共同調理場建設は、現在次のような困難な状況にあります。丸ポチ1、コロナ感染拡大を防ぐ目的で、各市の公共工事の延期や中止が現在相次いで起こっております。これは北海道から沖縄までいろいろ調べてみますと、国も県もそうですけど、コロナ関連に非常に予算を取られておって、建設費がなかなか予算化できないこともありますし、それから建設そのものも、のちの丸ポチで言いますけど、非常に費用がかかって上がってきている。

丸ポチ2、2021年より始まったウッドショックにより、海外からの木材輸入が減少している。今この市内の木造の建築屋さん、それから県のほうへ行くと準大手もありますけども、そういう建設屋さんも、半年から1年は大体契約して、木材は困ってあるんですね。ところがそれを過ぎた今年あたりからとても材料がないということで、ウッドショックによって海外から木材が入らないことによって、建築費が、木材の建築費がものすごく上がっている状況であります。

丸ポチ3、ロシアによるウクライナ侵攻長期化により、建設資材の鉄鋼類も価格が高騰

しつつある。

丸ポチ4、建設物価調査会、これは建設と建築の関係の人がよく使う単価書ですけども、これがH形鋼の価格が2020年下半期、トンあたり7万4,000円、それが2021年にはほぼ毎月上昇しております、2022年の2月には10万9,000円、トンあたり。なんと47%も今現在価格が高騰しております。基礎に使う異形棒鋼等も、2020年8月から2022年2月にかけて50%も値上がりしております。生コンクリート類も、現在、この東三河にもコンクリート屋さんたくさんありますけども、骨材、生コンの骨材が不足して値上がっている状況であります。

このような状況では、設計業者が令和5年度の建設費全体を算出することは、事実上不可能に近い状況です。

先だって教育委員会のほうとも話をしたのですが、今、実施設計を令和2年度に済ましておりますけども、これを再積算を今やっております。再積算して単価を入れようとしておりますけども、令和5年度の4月以降に工事発注になるわけですけども、まだそこで単価が入り切れていない、予想単価ではできない。かといって確定でもできない。どうやって単価を入れるのかという状況でもあります。

例え、現段階で建設費全体の実施設計行い、業者に発注を今やっておりますけども、令和6年一応2年延長した工期でいきますと、令和6年9月完成予定でありますけども、実際には当初の20億円近い本体価格と言われた説明ですけども、相当建設費が、恐らく倍近くまで、来年の9月までには上がってくると見込まれるだろうと思っております。私自身もこういう仕事をしている中で、非常に建築関係の仕事をやっておる中でも、とても今の単価ではできない、業者ができないということで、設計変更設計変更を求められている状況でもあります。全体工事費が全く予測できない状況になっているのが現状であります。

教育委員会は厚生文教部会で令和2年度執行の実施設計業務で、本体工事費が約20億円と公表しましたが、いまだに全ての建設工事費用が未算定であり、建設年度の令和5年4月頃には想定外の巨額な建設費が恐らく公表されると思います。私どもとしては予測されます。

以上のような状況下で、教育委員会は、多額の税金を使うこの学校給食共同調理場建設についての説明を、区長会の代表やPTAなど、ごく一部の市民だけしか説明していません。令和2年度の見積もりでも、約20億円という多額の税金を使う学校給食共同調理場建設という市の重要な事業については、教育委員会は新城市自治基本条例、市の憲法ともよく穂積前市長も言うておりましたけども、この自治基本条例、要するに情報共有の原則があります。

市と、議会、市民、重要な事業については三者共有して、情報を共有して、市民に広げていく、それで事業を進めるとい自治基本条例というこの条例そのものも教育員会は守っていないんですよ。これをやらずしてどんどんどんどん進めていくというのは、隔々の市民に不満やいろんなものが溜まっています。どこかで市民が爆発するのではないかと非常に心配と危惧をしております。そのために広く市民に説明する責任がありますということでもあります。

よって、世界経済の落ち着きと日本経済が安定するまで、下記請願を求めます。

請願事項の1、市は、この3月議会で決めました附帯決議を重く受け止め、これまでの不手際を深く反省し、早期に全ての市民に対し謝罪し、学校給食共同調理場事業についての説明をすることを求めます。

先だっても傍聴しておりましたが、教育委員会のほうで昨年8月に全協で教育長以下、謝罪したというのですけども、令和4年の3月議会で附帯決議が示されたので、それを守

って今後どのようにやっていくかということをお求めしておるわけですけども、どうも教育委員会はその辺がよく分かっていないのかなと部長の答弁を聞いておるとそんな感じがいたします。

2、学校給食共同調理場建設を日本国内外の経済情勢が落ち着くまで延期することを求めます。この2が一番すごく、1も2も大事ですけども、この予測もつかない建設事業。これ、個人でやるならいいです、自分の金なら。市民の尊い税金、補助金をもらえば、国民、私でも一国民です、県民でもあります。この多額の税金で、目的が共同調理場という一種の1つの工場なんですね、この工場を造るのに目的よりも、費用が全然いまだに発表されていない。これで市民は納得できません。これではいけないので少なくとも、事業費、要するに工事費の高騰が計り知れない今、高騰です、おそらく倍近くなるのではないかと予測しておりますけど、このような状況で、果たして進めていいのかどうか、非常に心配でありますので、ぜひ私どもの新城市政を考える会、また自校式給食を守る会共々、この請願をしっかりと委員の皆さんに受け止めていただいて、結果を出していきたいと思っております。

また補助者の方の澤田さんからもいろいろ説明があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私のほうでは挨拶として、このような形でいきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 今回、請願の審査のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、先ほど加藤さんのほうから、今までの過去の問題点、今後にも影響するようなこともお話をされておりますけれども、私はピンポイントで話をしていこうと思っております。

今回、請願のほうには延期という形で書いてありますけれども、私個人としては中止の方向を考えております。

しかし、議会の多数決により予算を認めてきた経緯、それらを尊重する気持ちもありまして、延期という形をとっておりますけども、これは議会のほうで全員一致で附帯決議が出されております。これを尊重し、自治基本条例に沿って、市民の皆さんと情報を共有する、そういう立場から、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。その上で、市民の皆さんからどのような意見が出るかという。もしもこれは中止すべきだという話があれば、議会としては市民の思いをしっかりと酌んで、どのように対処し、何がいけなかったのかということを再度検討すべき課題がたくさんあるかと思えます。まず、第一には市民の声を聞く義務というところです。

次に実際、今まで加藤さんがいろいろ指摘をされてきましたけれども、最終的にこういった図面が出されております。敷地の件も二度、三度変わってきておりますけれども、この中で、幾つか問題を私は考えております。一番最初には、この食材の搬入、そして給食の搬出のトラックの動線ですね。これ全部は書き込まれていないのですけれども、先ほど少し加藤さんが触れましたように、国土交通省総合政策局物流政策課というところから、このトラックの軌道はどうすべきかということがしっかりと書いた書類が出ております。これに基づいてやりますと、今回、学校給食という、もちろん子どもたちに安心安全というものを考えなければならないのですけれども、このトラックの軌跡は非常に危険極まりない状況だと思うのです。トラックがこの敷地に入ってくる軌道も書いてありません。搬出、出ていくときの軌道も全部が入っておりません。これが交差したり当たったりする可能性が十分考えられるような設計図となっております。

これから、やはり議員の皆さんは、しっかりとこの辺を読み解いていただいて。例えば搬入口ですね。こちらのトラックの入ってく

ることはいいですね、入ってくるときにも通常の運送会社でもそうなんですけど、入ってきてバックをしてヤードにつけるとい形なんですけども、今度は出てくときなのですけれども、この図を見ていただくとわかりますように、隣にトラックが止まっていたら、来客用の駐車場、ここにもしも車があったら本当に出ていけないような、そして隣に、トラックが止まっていれば、奥にあったトラックはこれを回避しながら出ていくと駐車場のところに干渉してしまいます。

こういった細かいところまで配慮をして、安心安全であること、構内の設計をやるべきだったのに、これできてないんですよ。こういったところを議員の皆さんがしっかりとチェックをしていただいて、今後、毎日毎日、搬入搬出がされるわけなんです。ここで事故があつてしまつては、子どもたちにしっかりとした提供ができなくなってくることを私は危惧しております。

それから次に、この図面からも見ていただければ分かるんですけれども、こちらが県道野登瀬新城線というのが通っていて、そこから入ってくるわけなんですけれども、その入ってくるこの道路なんですけれども、この横のブロックが間知ブロックといって、これずいぶん古い時代に敷設されたものですね。間知ブロックの耐用年数が30年なんです。そうしますと、この共同調理場が40年、50年、60年と使用するのであれば、途中でもう一度敷設し直しが必要になってきますね。そういったことも考えられているのか。一度もまだ、その辺のことについて触れられておりません。

そして次には、県の用地の件なんですけれども、2021年、去年の6月議会では、県は売却に向け可能であると返事をされているといつてらっしゃるんですね。今ちょうど部長のほうにお聞きしましたら、まだ契約も済んでいない。しかし、進めていきたいから、建築許可を取りたいからここを借りて。今回議案

で出ています。借りて建築確認を進めていき
たいということらしいんですけども、通常買
うという見込みがあれば、県が借用するとい
うような話が出ますか。その辺はすごく思い
ました。通常買うということが決まっている
のであれば、事前に使うことも許可されるの
ではないかと私は思うんですけども、その
辺も疑問に思いました。

それから、先ほどの擁壁の件なんですけれ
ども、この擁壁はもう弱くなっているという
ことと、次に思っているのが、雨水処理の件
なんです。まだ流量計算もされてないとい
うことを先日の一般質問、山田議員の一般質
問で言われていました。これはすごい大事な
ことなんです。今、結構厳しくなりました、
その土地に降った雨、それから浄化槽から出
た排水、こちらのほうをどのように処理する
かというのが最後まで責任があるわけなん
です。もちろん鈴木議員はそういった建築につ
いては詳しいと思うので、この計算がされて
いないというと、前にある道路、県道野登瀬
新城線の側溝はものすごく小さいのです。そ
うしますと、ここの共同調理場建設におい
て、雨水の処理、それから浄化槽の水の処理
がこの中では賄えないんです。うちもちょう
ど建築のことで申請を出したことあったもの
ですから、この雨水処理については本当に厳し
いんです。道路の側溝がもしも小さい、そこ
に流すようであれば、その側溝はその施工す
る事業、施行する人が作らないといけないん
です。そういった費用も、まだ全然見積もっ
ていないような状況ですね。そして、その排
水をしたその側溝に流したその水がどこに行
くか、最後まで責任をとらないといけないん
ですよ。それも全然話をされていないですね。
この横にある有海原川というのがありますが
けれども、ここまで30メートル以上の距離が
あります。道路をまたいでの川への排水は非常
に難しいと思います。一般の方の持ち主もみ
えると思いますし、道路をまたいでのことに

なると思うんです。西側には豊川用水西部幹
線水路がありますので、これをまたぐという
のは非常に難しい部分がたくさん残ってき
ます。そういったことも検討されていないよ
うなんですね。そういった問題を議員の方た
ちがよく勉強していただいて、しっかりと追
及していかないと、いざ建設になったとき
に後から、ああしまった、これが足らな
かった、これをやってこなければいけな
かった、どんどん税金がかさんでい
きます。もうすでに予算よりも、予想
よりもずいぶん大きな金額が設定されて
いると思うんですね。その辺のことは
やっぱりしっかりと、雨水の処理の件、
排水の方の側溝の件も聞いていただ
きたいと思います。

次に2020年9月の議会では、総事業費概算
25億円と一般質問で市側は答弁されて
いるんですね。財源については国の学校
施設環境改善交付金と地方債を活用す
ると明言されているんですけども、予
定ですと言ってますけども、先日の
一般質問ではお答えになったのは
合併特例債を使うと、そういう話
が出ておりました。確かにあと
38億円くらいの上限、あと
38億円くらい残ってるん
ですけども、急に合併特例債
を使うようになったのか、その
辺も定かではないし、こんな
計画の仕方はすごいおかしい
と私は思いました。

それから議会内から、早く進めないと合併
特例債使えなくなるという話も聞き漏れて
きます。急いで事を仕損じることわざ
あります。こんな急いでしっかりと検討も
しないうちに、議会も疑問をもたずに進
めてしまっ、これはまずかった、では
済まない、安心安全を担保しなきゃ
いけない学校共同調理場なん
ですよ。

そういったことを頭に入れて、教育委員
会としても恥じない、子どもたちに恥
じない学校施設というものを考
えていただきたいと思うん
です。今回、一般質問で教育部
長から、本体工事は22億円、
その前は19億幾らかと言

っていたのですけれども、今回の一般質問では、答弁で22億円、本体工事は変わりますと述べられています。総事業費25億円、もつくる新城道の駅の外構費が3億円だったんですね。5億でできますというのを、外構を落としてましたから、8億2,000万円になりましたという話がありました。道の駅もつくるの外構3億円。では今度、3億円、もしも、もともと、もっとかかると言うんですけれども、3億円としても、もうとうに総事業費25億円を超してしまいます。こういった状況は、計算をすれば素人でも出てくるはずなんです。こういった矛盾に気が付かないこと自体が、私はおかしいと思っております。

それから最後に、教育委員会から、基本理念という形で、一般質問のときの答弁がされております。基本計画では、児童・生徒が、安全安心に、美味しく、食育が実践できる、理想の共同調理場を作り上げていくことを基本理念としておりますと、ここまではっきり述べているのにも関わらず、内容たるや、悲惨なものです。これは市民に本当に受け入れられるのかということをごく思います。理想の共同調理場で、こんな搬入搬出で、これまじいんじゃないかというようなことが出てくるはずがないんです。

先日も、教育部長から、今後、今、検討しております。今、変更とかいろいろ検討しておりますのでということをおっしゃったけれども、実施設計が済んでから検討しておりますなんていうのは、あまりにも遅い気がしますね。それに、当初は、建設のほうで、今年の9月にはもう運用が始まるということだったんですけど、もう2年も先延ばしになってしまう。本当に2年でできるのでしょうか。それから、本当にできるんでしょうかとすごい疑問が残ってます。その疑問を払拭できるような説明を市に求めていただきたいと思います。そのためにも、やはり、今ここは留まって、しっかりと、議員の方たちが、市に対

して質問を投げかけ、それを理解できるようにしていただかないと、これは怖くて進めることは、進めていただきたいとは思いません。

ぜひ、議員の皆さんも考えていただきたい。無理に通すべきではないのです。トラックも議案もそうですよ。無理に通せば、いろいろ亀裂が入ってきます。いろいろな問題が起ってきます。これを大きな問題と捉えています。行政は、議会がお認めになったんじゃないですかと一般質問の答弁でも答えていらっしやいます。これは、議会への責任を転嫁する言葉ですよ。議員にも責任があるということをおっしゃるわけなんです。問題をしっかりと把握して、それを行政に投げかけ、行政から正しい答えをいただく、それで前に進むっていうことであればいいんですけれども、今そういう状況ではないです。これを無理に進めてしまえば、本当にいいものはできないんです。理想の共同調理場と教育委員会からの発表がありましたけれども、理想の共同調理場を造るためには、やはり議員も一緒になって、悪いところは悪いということに正しながら、行政の間違いがあれば、間違っ、人間は間違っということもあるんですけれども、正しいながらいいものを造っていくという姿勢がないとよくないと思います。

最後に、私はこの自校式給食を前の教育長も言われていましたように、新城市の本当に守る宝だと言われた、このとおりで思って、私は自校式を勧めていただきたいと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 端的に言います。

今、澤田さんもおっしゃったとおり、本当に教育委員会は今まで何をやってたんだ、多額の税金を無駄遣いを本当にしてた。それで、進め方もめちゃくちゃ。これで市民が納得はしません。こんなことが、今回、私ども2つの団体が申し上げたのは、少し延期して一度

立ち止まれと。立ち止まって、市はよく考えよということを議会から市のほうに投げかけてほしい。それをしないと、後世の子や孫に大変なツケを残すことになりますので、ぜひ、議員の皆さん18名おられると思います。できたもんだで、通ったもんだで、予算が通ったからもういいじゃないかと言うのではなくて、今後、この多額な税金は全部、私の次の子や孫が背負っていく。もう新城市は400億円のようにしょうね、借金は。この辺をしっかり踏まえていくのと、自校式がいいのか、センター方式がいいのかという中でも、今、澤田さんが言ったとおり、あそこの敷地の中ではできないんです、建設が。建ぺい率・容積率だけのことを考えればできますけども、現実あそこに造ったときには、とんでもない経費が、将来残ってくる。建設費以外に経常経費が毎年何億円とかさむんです。そういうことを最後に申し上げたい。

今後、5年後、10年後の子どもの学校の数、よく考えてください。もう学校を統合しなければいけない小学校も幾らでもあります。子どもの数が減ってきているのに、3,500食を作ろう。10年後にはもう、1,000食以上もいなくなってしまふ。では、あの箱ものどうするんですか。前の市長が言ったと思うんですけども、老人センターの給食に配ればいい、こんないいかげんな答弁をしているようじゃだめですよ。ということで、余分なことも言ったかもしれませんが、ぜひ、議員の18名の皆さん、この請願は、ぜひ、重く受け止めていただいて、市に投げてください。お願いいたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

では次に、参考人に対する質疑に入りたいと思います。

なお、念のため申し上げますが、参考人は

委員長の許可を得てから御発言のほうをお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

また、先ほど、加藤参考人がおっしゃったように、代表の方がお忙しい中來ているということなので、もしも用事がありましたら、途中の退室も認めますので、御検討いただければと思います。

それでは、質疑に入りますが、質疑はありませんか。今泉委員。

○今泉吉孝委員 今、御説明いただいたので大体分かったんですが、請願自体は、お話を伺いすると、最終的には中止を目指しているのかなと思ったんですが、今回延期ということで提出されているので、もう一回ちょっとそこを御説明いただけますでしょうか。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 そうなんです。本当は私たちは、自校式給食を守る会ということで、こちらのほうの請願を出しているんですけども、やはり市民の方たちの思いがやっぱり大事だと思います。今回、議会からは附帯決議が出されました。自治基本条例に沿って、市民の意見を聞こうということが言われておりますので、その上で、市民の方たちがどう判断するか。それはやっぱり尊重すべきだと思って、今回は延期という形で、皆さんの行政側、議会からのしっかりとした説明を求めるものです。

○浅尾洋平委員長 今泉委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。延長すべき理由は、今お伺いしたんですけども、この共同調理場を進めるにあたり、先ほど、いろいろトラックの搬入とか排水の問題、あと請願のほうにも書かれているんですけども、こういう問題、先ほどお話しいただいたんですけども、ほかにもあれば、教えていただければと思うんですが。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 問題点というのは、今までこの事業を進めてくるにあたって、いろんな問題が提起されました。それでも議決をされてきてしまったわけなんですね。それで進んできたっていうことも事実なんです。

これ以外にと言いますと、今、私が最初に言いました、食材搬入トラックの件ですね。トラックの動線をちゃんとしっかりと入れた上で、計画のほうを練っていただきたい。安全のためにということをお話ししました。

それから、県の用地のほうも、去年の6月にはもう売却に向けて、もう可能であるからと話からできていたのに、もうこれ1年たっているのに、いまだ契約がされていない。何か問題があるのかということもお聞き願いたいと思います。

雨水処理、浄化槽の問題。この雨水の処理水の件もどのようになっているか、議会で聞いていただきたいです。これに施工費ほどのくらいかかるのか、その辺も聞いていただきたいですね。

それから、総事業費は、たびたび、市のほうからの発表は、ころころと金額が変わってきます。先日は19億円といったのが、25億円、22億円、ころころ変わるんです。たかが2億、3億じゃないんですよ。2億、3億も変わってるんです。どういう意図で、そんなふうにくるころ発表を変えてしまうのか。この辺も聞いていただきたいと思います。

それから、合併特例債を使うということですけれども、2年前には、学校施設環境改善交付金を使う、そして地方債を使う発言をされたのにもかかわらず、ここへきて急に合併特例債。期日も迫っております。早くしないと間に合わない。これ、学校施設環境改善交付金を使えますということをはっきり明言されてますので、これにすれば、しっかりと吟味した上、しっかりと検討した上で進めることは可能だと思います。

ほかにもあるかと思いますが、一応

これだけを、この中でも今まで出てきてない話もあると思いますので、その辺をどうぞよろしく検討していただくようお願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 今までの説明の中で、ほぼ出ているかとは思いますが、請願書に書いてあるところに沿って質疑をいたしますが、学校給食共同調理場建設の延期を求める請願ということでありますけれども、先ほど来、個人的にはというようなお話で出ておりましたけれども、請願者には自校式給食を守る会代表の方が見えるということであります。共同調理場方式とすることには、この請願書見る限りは、賛成とまではあれですけれども、いたし方がないということとして、建設延期の請願を出したというように見受けられるわけですけれども、先ほど来の繰り返しになるかと思いますが、本当の趣旨はどうなんでしょうか。

○浅尾洋平委員長 澤田委員。

○澤田恵子参考人補助者 そのように捉えられて質問をされるということは想定しておりました。なぜかというんですね、今回、全員一致で議会のほうから附帯決議出されましたね。なぜか。なぜ議員はこの附帯決議を出したんだろう。自治基本条例に沿っていないんじゃないか。そういうことが出ておりましたね。やはり市民に対する説明が不足していた。これは行政側も認めているところですね。そうなんです。そして私たちは、配慮をして、議会が今まで認めてきたことだから、追及するのをやめて、やはり市民に問う。今回、附帯決議で市民に問うといっているのであれば、市民に委ねようと。議員の立場を尊重して、そのように書いたわけなんです。そういうふうを受け取っていただければいいかと思います。ただ、これを認めたというんではないんです。市の話聞いた市民、こんなのはだめだよというかもしれないんですよ。行政側は、

もしも市民が反対をするのであれば、中止もやむないとはっきり言ってらっしゃいました。それであれば、今回の請願は、延期をし、しっかりと吟味をするという意味で、双方、市民も尊重し、議会も尊重しての請願であります。

○浅尾洋平委員長 ほかには質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ただいまの御回答でした。これはいわゆる延期ではないという意味の請願であるということですね。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 汲み取ってください。延期をし、しっかりと市民に説明をなさいということなんです。延期なんです。ここに書いてありますように、情勢も今ロシアがウクライナへの侵攻で大変な世界情勢、大変なことになってるんですね。その中にも書いてあります、物価上昇、いろいろな資材の高騰があります。こういう中で、本当にやっていいものなのか。想像もつかないような、行政側もそうだと思うんですよ。どのぐらい、今後、予算を上回っていくのかということは想定できないはずなんです。世間では、もうこういう状況の中では、大型事業はちょっとストップしようという動きは出てるんです。そういった世間の状況もしっかりと踏まえたうえで、まず延期すべきではないのか。

その上で、こういったいろいろな不手際があったり、設計の段階であまりにもちょっと考えなきゃいけないことがたくさんあるのであれば、延期をし、ここでいったんとどまって、やっていただきたいということなんです。これを共同調理場を認めた上でのことなのか、延期ではなく中止なのか、そういう判断でなく、その辺は能力ある鈴木委員ですので、その辺は理解していただきたいと思います。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 主に澤田さんがおっしゃったとおりでありますけれども、現在、この

ような情勢下で大型事業をやるべきかどうかが一番元なんです。多額な税金を使うのに、市民が理解していただけるような使い方ならいいです。市民の福祉向上に役立つことに使う税金ならいいです。そうじゃないでしょう、今これ。強引に進めている。しかも、建設費が幾らになるか分かりませんが議会は認めちゃう。だから立ち止まってくれと、一度立ち止まってくださいと。だからそれを延期という言葉で、その立ち止まるが1年なのか2年なのか3年なるか。これはある程度の経済が落ち着けば、鋼材なんかも下がってきます。通常の価格に戻ってきます。今は異常なんです。そこまで突っ走って建設して、市民が喜ぶと思いますか。本当にこの事業については附帯決議以降、市民に説明をまだしていない、教育委員会は。ただただ予算が通ったから議会の責任だとか言い逃ればかりしてる。本当は18人の議員が全員そろって、これはおかしいんじゃないかと言ってくれれば一番早いんです。だけど、なかなかそういう声が上がらないから、市民としては請願で、届く請願を出して、議員の皆さんに一つ考えてもらい直して、ぜひ認めてもらって、こんなような時期にこんな大型事業やるべきではないということが誰でも分かるんですよ。市民が分かってるんですよ。それが分かるということは、議員もわかってもらえるはずなんです。それが分からないのは本当におかしな話になってしまうので、今回の当面は延期。これをすることによって、市が市内に出て、市民に説明して、市民がノーと言えば、教育長、部長方はやめますと言うんですから。議会は本当はその力を出して、發揮してほしい、議員の皆さん。一回立ち止まれと。そこが言いたかったんです。だから最終的には廃止という形になるかもしれませんが、今こういう状況下の中で進める事業ではないということで、当面、今回の請願は延期ということで、その間、延期の間は皆さんしっかり勉強して

いただいて、やるべきことか、いや立ち止まるべきことかということを考えていただきたい。

ぜひ、市民の願いを聞いていただきたい。
お願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 請願事項の1点目ですが、これは3月定例会で、議会のほうで、これは事業の進捗を、予算の可決してのお話ですけども、附帯決議を出したということで、市のほうに、市民に対する十分な説明を求めたということでありまして、今回、議会に対して、1点目の説明をすることを求めるということ、再度出して見えるということですが、議会はそのつもりでいるということですが、その辺については、重ねての請願を出したという意味はどういうことでしょうか。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 やってないからです。実際に進めてないです。市民に説明をする、何か計画がありましたか。ああ、聞いちゃいけないね。なかったんですね。この附帯決議が出た後、市民にどのように説明するかという話をされたことがありますかと言っちゃあかん。じゃあ、ないじゃないですか、ということですよ。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 先日の部長の答弁でもありましたけども、全然その気はなかったですよ、答弁の中に。そのままもう前に進めるしかない。議会がお認めしていただいたんですから、前に進めます。じゃあなんでこの附帯決議を守ってくれないんだと。今日この後行こうと思ってますけども。だから、再度改めて出させていただいたんです。やっぱり、守るべきものは守らないと。なんで市は、市民と議会と一緒に自治基本条例を作ったんですか。作った本人が守らないなんていうこんな条例作っていいんですか。それで、

予算も執行していいんですか。新城市の憲法じゃないんですか、これ。自治基本条例は。これを守らんで、市民の尊い税金を使ってしまうなんてことは、明らかに違反じゃないんですか。先だつての自治基本条例、じゃない、自治なんか会議に出ましたけども、補助参加人の白井倫啓さんが真剣に述べていただきました。やっぱり自治市民会議、ちょっと話それちゃいかんですけど、会議で、そのものも、やっぱり真剣に考えないといけないと思うんですよ。もう10年もこの条例ができてるんです。だから、改めてなぜ出されたのかと言われても、出さざるを得んでしょう、これは。しまい込んだら、もうこのままだやむやにしてしまいますよ。当然、鈴木議員も知つとると思うんですけど、自治基本条例を。知つとる上で質問したのかどうか分かりませんが。これは守ってさえくれれば、何もこんな要望出しません。

以上です。

○澤田恵子参考人補助者 委員長。先ほどの質問に対する……。

○浅尾洋平委員長 先ほど、澤田さんが説明したと思いますが、不足があるということでしょうか。

○澤田恵子参考人補助者 はい、そうです。追加です。

○浅尾洋平委員長 追加で。澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 今、鈴木委員が言われました再度出したんだということ言われましたけれども、再度出さなければならなかったんですね。ならざるを得なかったんです。議会は、附帯決議を出しました。そのあと何をやるかをしっかりとこちらのほうに示していただきたいと思います。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 これも請願書に基づいての質問であります、この建築資材が高騰しているということは、十分承知しているわけで

ございますけども、経済が安定するまで延期しろというところで議論するのは、ちょっとなんとなくあれですけど、延期しろということですが、安定するというのはどういうことまでの状況を見越すのか。どうでしょうか。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤芳夫参考人 鈴木委員、この書いとる意味が分かって言っておるのかなって思うんですけども。これ、わからなかったら、こんなこと出しません。要するに、日本国内外の、今のこの、先ほどの冒頭の丸ポチの5、6の段階ですね。こんな状況下で建設するのは、税金の無駄遣いですよということなんです。で、今現在東畑に出している実施設計の変更でも、まだできないんですよ。単価が落ち着かないから。いつまでかと言われても、それは私が総理大臣じゃないで決めれませんけども、落ち着くというのは、元の常識の、今までの、値上がりする前の段階くらいまでには必ず戻ります。鉄鋼類、特に鉄鋼類・鉄筋類・コンクリート類。木材は、もちろんちょっと国内産がすごく上がってますんで、そう簡単には国内産は戻りませんが、輸入材が入ってくれば戻ります。これはやっぱり経済情勢、ウクライナのそういう侵攻とか、それから世界経済、円安とかそういう状況もありますけども。私も時期ははっきり言えませんが、落ち着くまでというのは、今までの過去の状況下まで落ち着くのは、必ず近いうちに来ると思います。世界各国の大きな問題になるかと、大きな問題ですけども、これ落ち着かなかつたら、日本はパンクしてしまいます。もう建設ゼネコン全てやっていけない。今、国土交通省が出してる大型の国の直轄事業でも、かなり止まっているケースがあるんですよ。とか、工期を決めて発注しても資材が入ってこない、半年でやれという工期が1年かかる、1年でやれというのが2年かかるという、骨材、要するに材料が入ってこない。だからこれが潤沢に入ってくれば、経済

は落ち着きます。そういう意味で、私どもが1年で2年でということははっきり申し上げられないんですけども、そういうのがそんなに何年も何十年も続くわけじゃございません。そんなことしたら世界経済がおかしくなりますので、ある程度、侵攻が止まったり、国内の循環がよく回るようになれば、必ず元に戻ります。その時期ぐらいまでは延期してほしいということでございます。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 また請願に基づいてということで質問しますが、先ほど来、議員はいつもこういう話をされておりました。財源確保の面であります。合併特例債を活用するという、令和7年度までに期限ですと前提の下で、今回の事業に合併特例債を活用するという、市側の目論見であります。今言われたとおりに物価が安定するまで云々、いつになるか分からないけどもそのうちということだと思えますけれども、延期したときについてはこの合併特例債という有利な、借金には違いないんですが、有利な財源措置、約3分の2が国が措置してくれるということになりますけども、それを使えなくなるということがあります。

それも含めて、この財源、この共同調理場を建設するとして、財源確保については、延長した場合、どうお考えか伺いたいと思います。

○浅尾洋平委員長 澤田さん。

○澤田恵子参考人補助者 それはこちらが聞きたいです。令和2年9月の定例会で教育部長のほうで、国の学校施設環境改善交付金と地方債を活用する予定だと明言してらっしゃるんですね。これは私はこのときに聞いたのが、合併特例債いろいろあるんだけど、ほかのいろんな交付金、何を使おうと思ってらっしゃるんですかっていうときに、はっきりこれを活用する予定だというふうに説明を

しているわけなんです。議員としては、この合併特例債になった経緯、そういったものをちゃんと受け止めているかどうか、私は疑問なんですけれども、これ分かっていて、もうあと令和7年までということですので、間に合わないじゃないか。そうじゃないんですよ。初めの計画は、国の学校施設環境改善交付金を使うとっているんですよ。これには期限ありませんよね。ああ、聞いちゃいけない。ないんですね。そういったことで、ただ急ぐために合併特例債を使う。あと残っている、38億くらい残っているからそれを使うなんて安易なものの考え方を、やっぱり議会としては正してほしい。当初、計画をした段階で、財源をどうするかというのは基本中の基本です。土地の選定ももちろんです。ということです。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終わりました。長時間、本日はどうも誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩をいたしたいと思えます。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後2時58分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
それでは、これより討論を行いたいと思えます。討論はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは私は、令和4年請願第1号の学校給食共同調理場建設延期の請願書について、不採択の立場で討論いたします。

本請願は、1、学校給食施設整備費予算にかかる附帯決議を受け、不手際への反省と市民に対する謝罪、説明をすること。2として、学校給食共同調理場建設を経済情勢が落ち着くまでの間、延期することの2点を求めるものであります。

市議会では、学校給食共同調理場建設を含む学校給食施設整備については、事業進捗上の不手際等の対応も含む議論を重ねて、予算などの事業進行について認めてきました。3月定例会での附帯決議は、事業の進行を認めた上でのものであります。

請願事項1点目ではありますが、請願書にあるとおり、市議会による附帯決議を受け止め、行政は広報への掲載など、市民への事業説明を進めていると認識しております。重ねて市議会に請願する必要性は認められないと私は考えます。

請願事項2点目ではありますが、建設の延期に関してであります。学校給食施設整備事業は、給食を将来にわたり安定して全児童、生徒に提供するため、大変重要な事業であると考えています。学校給食の現状、将来への課題への対応など議論を重ね、議会の議決を経て進められております。当初見込んだ、令和4年度共同調理場共用開始をすでに2年延期し、計画が変更されました。これ以上の延期はすべきではないと考えます。請願書にあるとおり、世界情勢を受けての建設物価の高騰、変動は承知しているところではありますが、しかし、物価変動は起こりうるもので、延期すれば建設物価が下がるという保証はありません。予算内で求める、効果を上げるための事業内容を精査しながら、計画に近い形で事業を進めるべきであります。

さらに、財源計画の面で、市の将来負担を軽くするため、令和7年度を期限とする合併特例債を活用する必要があると考えます。延期すれば、この財源を活用できなくなるということになります。財源計画の面からも、見

込みもなく建設を延期することは考えられません。

また、本日の請願者の皆様の説明によりますと、実はこの事業を中止し、また自校方式を継続するということを求めているというような御意見でありました。請願の趣旨とは異なるのではないかと受け止めることができませんでした。

よって、将来にわたり安定して全児童・生徒に給食を提供するため、学校給食共同調理場は計画どおり、令和6年度供用開始を目指して進めるべきであり、本請願は不採択すべきものといたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 傍聴者は静かにしていただませんか。

ほかに討論はありませんか。カーランド委員。

○カーランド陽子委員 では、学校給食共同調理場建設延期の請願書に対して、採択の立場で討論させていただきます。

今、建築の専門的な観点から見て、一般的な給食調理場の、給食共同調理場の施設運営上の安全性のスタンダードを満たしていないというような御意見もございました。私も実際現場を見に行ったことがあるんですけども、素人ながら、入り口の道が狭いとか全体の土地が狭いといった印象を持っておりましたので、やはり専門的な目から見てもそういった御意見があるということで納得いたしました。

また、もともと総事業費が示されていなかった自体が問題、それ自体問題であるところに加え、世界情勢への変化による資材高騰が起こっているという事実もあるということ。細かく御指摘、御説明いただいて、理解いたしました。

また、事業費に関しましても、学校施設、そもそも事業が議会にあげられた時には、学校施設環境改善交付金や地方債を使って行う

という公の発言があったということで、そういう御発言があったということは、事業費がそれで賄えるという根拠があつてのことだと理解いたします。

今回の一般質問でもありましたけれども、合併特例債の期限が迫っているからやるという、そういった何か行き急いでいるような印象は、私も受けておりましたので、そういった事業の本来の目的とか正当性、そこを議論することなしに、しっかりと確認することなしに、この事業を進めることには疑問があります。

議会として、議決の責任を重く受け止め、しっかり市民にクリアに、これらの疑問点に関する質問を、市のほうにしっかりし、市民のほうにしっかりと説明していただくまでは、この事業は凍結し、進めるべきではないと考え、採択の討論とさせていただきます。

○浅尾洋平委員長 傍聴者の方に言います。手をたたいたり、談笑等はルール上できませんのでお控えください。

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

不採択と採択の2つの討論がありました。起立により、採決を行います。

本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会
します。

閉 会 午後3時06分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 浅尾洋平